

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例（令和２年条例第５３号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例〔商業金融課〕 令和２年９月２９日 条例第５３号 （設置） 第１条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金（以下「基金」という。）を設置する。 （積立て） 第２条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 （管理） 第３条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 （繰替運用） 第４条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。 （運用益金の処理） 第５条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し_____、	○熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例〔商業金融課〕 令和２年９月２９日 条例第５３号 （設置） 第１条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金（以下「基金」という。）を設置する。 （積立て） 第２条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 （管理） 第３条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 （繰替運用） 第４条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。 （運用益金の処理） 第５条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、<u>第１条に定める目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には、</u>

これを基金に編入するものとする。 (処分) 第6条 基金は、第1条の利子補給事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。	これを基金に編入するものとする。 (処分) 第6条 基金は、第1条の利子補給事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。